

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）（第一条関係）		1
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第二条関係）		8
○	空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）（抄）（第三条関係）		9

改 正 案	現 行
（空港用地） 第三条 法第五条の二第二項の政令で定める空港用地は、航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とするものとする。 （災害復旧工事） 第四条 法第五条の二第二項の政令で定める工事は、災害にかかった施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧させるための施設をすることを含む。）を目的とする工事及び災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする工事であつて、次に掲げるものの以外のものである。 一 三 （略） 四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏によつて生じたものと認められる災害に係るもの 五 甚だしく維持管理の義務を怠つたことによつて生じたものと認められる災害に係るもの 六 次に掲げる工事の施行中に生じた災害に係るもの イ 国土交通大臣の設置し、及び管理する法第四条第一項第六号に掲げる空港における法第六条第一項の工事 ロ 地方公共団体の設置し、及び管理する地方管理空港における法第八条第一項の工事又は同条第四項の規定による国の補	（空港用地） 第三条 法第六条第一項の政令で定める空港用地は、航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とするものとする。 （災害復旧工事の定義） 第四条 法第九条第一項の政令で定める災害復旧工事は、災害にかかった施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧させるための施設をすることを含む。）を目的とする工事及び災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする工事であつて、次に掲げるものの以外のものである。 一 三 （略） 四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの 五 甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの 六 法第六条第一項若しくは第八条第一項に規定する工事又は同条第四項の規定による国の補助に係る工事の施行中に生じた災害に係るもの （新設） （新設）

助に係る工事

ハ 国土交通大臣が法第五条の二第一項の規定により地方公共団体に代わつて施行する特定工事

(新設)

(特定工事等の代行に係る公示)

第四条の二 法第五条の二第四項の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を官報に掲載してするものとする。

一 法第五条の二第一項の規定により特定工事を施行しようとするとき 当該特定工事の代行に係る地方管理空港の名称及び区域、当該特定工事に係る施設並びに当該代行の開始の日

二 法第五条の二第二項の規定により特定災害復旧工事を施行しようとするとき 当該特定災害復旧工事の代行に係る特定空港の名称及び区域、当該特定災害復旧工事に係る施設並びに当該代行の開始の日

三 法第五条の二第三項の規定により特定業務を行おうとするとき 当該特定業務の代行に係る特定空港の名称及び区域、当該特定業務に係る施設並びに当該代行の開始の日

2 法第五条の二第五項の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を官報に掲載してするものとする。

一 法第五条の二第一項の規定による特定工事の全部又は一部を完了したとき 当該特定工事の代行の全部又は一部を完了した地方管理空港の名称及び区域、当該代行を完了した特定工事に係る施設並びにその完了の日

二 法第五条の二第二項の規定による特定災害復旧工事の全部又は一部を完了したとき 当該特定災害復旧工事の代行の全部又は一部を完了した特定空港の名称及び区域、当該代行を完了した特定災害復旧工事に係る施設並びにその完了の日

三 法第五条の二第三項の規定による特定業務の全部又は一部を

(新設)

完了したとき 当該特定業務の代行の全部又は一部を完了した特定空港の名称及び区域、当該代行了を完了した特定業務に係る施設並びにその完了の日

（災害復旧工事又は特定災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置）

第五条 国土交通大臣の設置し、及び管理する法第四条第一項第六号に掲げる空港における法第九条第一項の災害復旧工事の施行中又は着手前において、更に当該施設について地震、高潮その他の異常な天然現象（以下この条及び次条において「地震等」という。）による災害が生じた場合は、未施行又は未着手の工事は、新たに生じた災害による災害復旧工事に併せて一の災害復旧工事として施行するものとする。

2| 地方公共団体の設置し、及び管理する地方管理空港における法第十条第一項の災害復旧工事又は同条第三項の規定による国の補助に係る災害復旧工事の施行中又は着手前において、更に当該施設について地震等による災害が生じた場合は、未施行又は未着手の工事（同条第二項ただし書の規定による通知に係るものを除く。）は、新たに生じた災害による災害復旧工事に併せて一の災害復旧工事として施行するものとする。ただし、新たに生じた災害による災害復旧工事について国土交通大臣が法第五条の第二項の規定により当該地方公共団体に代わつて施行する場合は、この限りでない。

3| 国土交通大臣が法第五条の第二項の規定により地方公共団体に代わつて施行する特定災害復旧工事（滑走路等、空港用地又は排水施設等に係るものに限る。）の施行中又は着手前において、更に当該施設について地震等による災害が生じた場合であつて、新たに生じた災害による特定災害復旧工事についても同項の規定により国土交通大臣が当該地方公共団体に代わつて施行するとき、未施行又は未着手の工事（同項第一号に掲げる要件に該当す

（災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置）

第五条 法第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する災害復旧工事又は同条第三項の規定による国の補助に係る災害復旧工事の施行中又は着手前において、更に当該施設について法第九条第一項の災害が生じた場合は、未施行又は未着手の工事は、新たに生じた災害による災害復旧工事にあわせて一の災害復旧工事として施行するものとする。

（新設）

（新設）

るものを除く。)は、新たに生じた災害による特定災害復旧工事に併せて一の特定災害復旧工事として施行するものとする。

(災害報告)

第六条 地方公共団体は、その設置し、及び管理する地方管理空港の施設であつて、法第十条第一項又は第三項に規定するものについて、地震等による災害が生じたときは、国土交通省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を国土交通大臣に報告しなければならない。

附 則

(自衛隊共用空港)

第三条 (略)

2 法附則第三条第三項において法第九条の規定を準用する場合における第四条の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの」とあるのは、「第一号から第五号までに掲げるもの及び自衛隊共用空港における法附則第三条第一項の工事の施行中に生じた災害に係るもの」とする。

3 第五条第一項の規定は、自衛隊共用空港における法附則第三条

第三項において準用する法第九条第一項の災害復旧工事について準用する。

4 国は、北海道の区域内の自衛隊共用空港に関しては、法附則第三条第一項の工事に要する費用の百分の八十五を負担する。

(災害報告)

第六条 地方公共団体は、その設置し、及び管理する地方管理空港の施設であつて、法第十条第一項又は第三項に規定するものについて、法第九条第一項の災害が生じたときは、国土交通省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を国土交通大臣に報告しなければならない。

附 則

(自衛隊共用空港)

第三条 (略)

2 第四条及び第五条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第四条中「法第九条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第九条第一項」と、同条第六号中「法第六条第一項若しくは第八条第一項に規定する工事又は同条第四項の規定による国の補助に係る工事」とあるのは「法附則第三条第一項に規定する工事」と、第五条中「法第九条第三項若しくは第十条第一項に規定する災害復旧工事又は同条第三項の規定による国の補助に係る災害復旧工事」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第九条第一項に規定する災害復旧工事」と読み替えるものとする。

(新設)

3 国は、北海道の区域内の自衛隊共用空港に関しては、法附則第三条第一項に規定する工事に要する費用の百分の八十五を負担する。

（地方管理空港における工事費用の負担等の特例）

第四条 法附則第七条第一項の規定により地方公共団体が同項の工事を施行する場合における第四条第六号の規定の適用については、同号口中「第八条第一項」とあるのは「第八条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「法第八条第四項」とする。

2・3 （略）

（特定地方管理空港における国土交通大臣による工事等の代行等）

第五条 第三条の規定は法附則第八条において準用する法第五条の二第一項の政令で定める空港用地について、第四条の規定は法附則第八条において準用する法第五条の二第二項の政令で定める工事について、第四条の二の規定は法附則第八条において準用する法第五条の二第四項及び第五項の規定による公示について、第五条第三項の規定は法附則第八条において準用する法第五条の二第二項の規定により国土交通大臣が地方公共団体に代わつて施行する特定災害復旧工事（滑走路等、空港用地又は排水施設等に係るものに限る。）について、それぞれ準用する。この場合において、第四条第六号中「次に掲げる」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港（以下「特定地方管理空港」という。）における同項の規定によりなお従前の例によることとされた工事費用の負担又は補助に係る工事及びハに掲げる」と、同号ハ中「第五条の二第一項」とあるのは「附則第八条において準用する法第五条の二第一項」と、第四条の二第一項第一号及び第二項第一号中「地方管理空港」とあり、並びに同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号中「特定空港」とあるのは「特定地方管理空港」と、第五条第三項中「同項の」とあるのは「法附則第八条において準用する法第五条の二第二項

（地方管理空港における工事費用の負担等の特例）

第四条 法附則第七条第一項の規定により地方公共団体が同項に規定する工事を施行する場合における第四条第六号の規定の適用については、同号中「若しくは第八条第一項」とあるのは「第八条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「法第八条第四項」とする。

2・3 （略）

（新設）

の」と読み替えるものとする。

- 2 第五条第二項の規定は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により同項に規定する特定地方管理空港の管理を行う地方公共団体が当該特定地方管理空港において同項の規定によりなお従前の例により施行する災害復旧工事について準用する。この場合において、第五条第二項中「同条第二項ただし書」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第三項において準用する法第十條第二項ただし書」と、同項ただし書中「第五条の二第二項」とあるのは「附則第八条において準用する法第五条の二第二項」と読み替えるものとする。

- 3 前項の場合においては、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第百九十七号）第一条の規定による改正前の第五条の規定は、適用しない。

（国の無利子貸付け等）

- 第六条 法附則第九条第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行った場合における第四条第六号の規定の適用については、同号口中「国の補助」とあるのは、「国の補助若しくは法附則第九条第二項の規定による国の貸付け」とする。

- 2 法附則第九条第五項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

- 3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年

（国の無利子貸付け等）

- 第五条 法附則第八条第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行った場合における第四条第六号の規定の適用については、同号中「国の補助」とあるのは、「国の補助若しくは法附則第八条第二項の規定による国の貸付け」とする。

- 2 法附則第八条第五項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

- 3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年

法律第七十九号) 第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下この項において「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第九条第一項から第四項までの規定による国の貸付金(以下この条において「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

4・5 (略)

6 法附則第九条第十一項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

法律第七十九号) 第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下この項において「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第八条第一項から第四項までの規定による国の貸付金(以下この条において「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

4・5 (略)

6 法附則第八条第十一項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（生活関連等施設） 第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。 一〇七 （略） 八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第五条の二第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項の航空保安施設 九・十 （略）	（生活関連等施設） 第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。 一〇七 （略） 八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第六条第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項の航空保安施設 九・十 （略）

○ 空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （条例で特定地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする場合の基準） 2 空港法施行令第七条の規定は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第六項において準用する空港法第二十三条の規定に基づく条例について準用する。この場合において、同令第七条第一号中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。	附 則 （条例で特定地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする場合の基準） 2 空港法施行令第七条の規定は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第五項において準用する空港法第二十三条の規定に基づく条例について準用する。この場合において、同令第七条第一号中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。